

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

※前回会議（平成27年11月26日）で結論を報告したものを除く。

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

(1) 教育・文化

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
教育課程特例校の指定にかかる権限移譲	文部科学省	<p>教育課程特例校の指定（施行規則55条の2、79条、85条の2及び132条の2）については、学校における翌年度の教育課程の編成に支障が生じないように、前年度の12月を目途に地方公共団体に通知することとする。</p> <p>また、指定権限の地方公共団体への移譲について、地方公共団体の意見も踏まえて課題等を精査した上で検討し、<u>平成27年中に結論を得る。</u></p>	<p>平成27年度の指定は平成26年12月24日、平成28年度の指定は平成27年12月18日付けで指定書を発出。平成29年度以降の指定についても同様に行うため、募集の際に指定時期（前年度の12月）を明記することとした。</p> <p>教育課程特例校の取組のうち、小中連携及び国際バカロレアの実施における英語による指導については、法律及び省令を改正し、大臣指定なしに実施可能となるよう制度化した。</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

(2) 産業振興

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	総務省 経済産業省	創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、 <u>原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	年度毎の認定計画の実績や計画認定の進捗等について、現在の制度枠組みを含めた検証を実施中

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

(3) 産業振興

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	経済産業省 警察庁 金融庁 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省	特定事業者等（事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、 <u>平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	※平27対応方針に記載 ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭54法49） 特定事業者等が主務大臣に提出する定期報告（15条）については、都道府県内の特定事業者等の実態（特定事業者等及びエネルギー管理指定工場等の名称等）及び都道府県別のエネルギーの消費実態（エネルギー管理指定工場等の各種エネルギーの使用量の合計）について、都道府県への情報提供を平成27年度から行う。

(4) その他

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出受理権限の移譲	総務省	財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分の範囲等の検討を進め、 <u>平成27年中に結論を得る</u>	財産処分の届出受理権限について、希望する都道府県に移譲すること及び移譲する財産処分の届出受理権限の範囲を平成27年中に確定した。今後、移譲を希望する府県への移譲の準備を進め、平成28年度中に移譲することとした。

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

② 義務付け・枠付けの見直し等

(1) 農業・農地

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	農林水産省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域（2条1項）に係る人口要件（施行令3条）の緩和を含めて見直しを検討し、 <u>平成27年中に一定の結論を得る。</u>	※平27対応方針に記載 ○農村地域工業等導入促進法（昭46法112） 農村地域（2条1項）に係る人口要件（施行令3条）については、政令を改正し、平成28年度中に緩和する。

(2) 雇用・労働

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止	厚生労働省	介護事業主が策定する改善計画の認定（8条）の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	地方の意見を聴取したところ、意見が分かれた。 このため、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりのため、認定計画の策定を促進するためのモデル調査や事業者へのコンサルティングを実施する。

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

② 義務付け・枠付けの見直し等

(3) 教育・文化

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等・医療費・学校給食費）について、市町村への交付金化による事務の合理化</p>	<p>文部科学省</p>	<p>単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>平成27年中に結論を得る。</u></p>	<p>「平成28年度要保護児童生徒援助費補助金の予算額（案）について」（平成27年12月25日付け事務連絡）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減することとした。
<p>特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）について、市町村への交付金化による事務の合理化</p>	<p>文部科学省</p>	<p>単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>平成27年中に結論を得る。</u></p>	<p>「平成28年度特別支援教育就学奨励費補助金等の予算額（案）について」（平成27年12月25日付け事務連絡）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から事業計画・交付申請時には前年度実績額に対象人数を乗ずることや新入学児童生徒学用品・通学用品を学用品・通学用品費に統合することにより単価の標準化を図ることで、地方公共団体の事務負担を軽減することとした。

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

② 義務付け・枠付けの見直し等

(4) その他

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
地方債協議制度から届出制度への移行	総務省	地方債の発行に関する国の関与の在り方（5条の3等）については、地方公共団体、市場関係者等の意見を踏まえ、地方債の信用維持等の観点に留意しつつ、届出制度の対象範囲等について検討を進め、 <u>平成27年度中に結論を得る。</u>	<p>※平27対応方針に記載 ○地方財政法(昭23法109)</p> <p>地方債の発行に関する国の関与の在り方（5条の3等）については、地方債（公的資金を充当するものを除く。）の発行に係る協議を不要とする基準（実質公債費比率等）を緩和し、届出制度の対象を拡大する。あわせて、公的資金を充当する地方債のうち特別転貸債等を、新たに届出制度の対象とする。</p>
定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和	総務省	定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件の考え方も参考に検討を進め、 <u>平成27年度中に結論を得る。</u>	「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」等での議論を経て、本項目について平成27年度中に結論を得る予定